

指摘事項

認知症対応型共同生活介護

令和5年3月

鳥取市福祉部地域福祉課指導監査室

◎根拠条文

「地域密着条例」

鳥取市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年12月21日鳥取市条例第45号)

「地域密着予防条例」

鳥取市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成24年12月21日鳥取市条例第46号)

「処遇改善通知」

介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え並びに事務処理手順及び様式例の提示について(老発0621第1号令和4年6月21日)

☆計画の作成

■認知症対応型共同生活介護計画（以下「計画」という）の作成にあたっては、通所介護の活用、地域における活動への参加の機会の提供等により利用者の多様な活動の確保に努めること。（地域密着条例第119条、地域密着予防条例88条）

その他の多様な活動とは、地域の特性や利用者の生活環境に応じたレクリエーション、行事、園芸、農作業などの利用者の趣味又は嗜好に応じた活動等をいうものです。

☆自己評価・外部評価

■自己評価・外部評価の結果について、掲示する他、利用者またはその家族に送付すること。（条例第118条、予防条例87条）

自己評価及び外部評価結果は、利用者及び利用者家族へ提供するとともに、「介護サービスの情報公表制度」に基づく介護サービス情報公表システムを活用し公表することが考えられますが、法人のホームページへの掲載、事業所内の外部の者にも確認しやすい場所への掲示等により公表することも差し支えありません。

☆ 処遇改善加算

■ 介護職員処遇改善加算のキャリアパス要件 I において定める介護職員任用の際の職位、職責、職務内容等については、それに応じた賃金体系について明文化すること。（処遇改善通知 3(1)②（キャリアパス要件 I）イ、ロ、ハ）

（キャリアパス要件 I）

次のイ、ロ及びハを満たすこと。

イ 介護職員の任用の際における職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

ロ イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）について定めていること。

ハ イ及びロの内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。

☆ 処遇改善加算

■ 処遇改善加算Ⅰについて、介護職員の資質の向上の支援に関する計画が策定されていないため、早急に作成しその内容を全ての介護職員に周知すること。（処遇改善通知 3(1)②（キャリアパス要件Ⅱ）イ、ロ）

（キャリアパス要件Ⅱ）次のイ及びロを満たすこと。

- イ 介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及び一又は二に掲げる事項に関する具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
 - 一 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施（OJT、OFF-JTT等）するとともに、介護職員の能力評価を行うこと。
 - 二 資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施すること。
- ロ イについて、全ての介護職員に周知していること。

☆特定処遇改善加算

■介護職員等特定処遇改善加算について、介護サービス情報公表システム等を利用し、加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を公表すること。（処遇改善通知 3（2）④（見える化要件））

（見える化要件）

特定加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等により公表していること。
具体的には、介護サービスの情報公表制度を活用し、特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を記載すること。

当該制度における報告の対象となっていない場合等には、各事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表すること。